

1 1 - 5 - 6 移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

政 令	条 例
第十九条第2項 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。	

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト

施設等	チェック項目	
(移動等円滑化経路を構成する) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第19条第2項第6号)	①エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機 (平成12年建設省告示第1413号第1第9号のもの) であるか	
	(2) 籠の幅は70cm以上であるか	
	(3) 籠の奥行きは120cm以上であるか	
	(4) 籠の幅及び奥行きは十分であるか (車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	
	②エスカレーターの場合	—
	(1) 車椅子使用者用エスカレーター (平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの) であるか	

〔解説〕

○移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を定めたものである。

○政令第19条第2項第6号中「国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」は次のとおり。(平成18年12月15日付 国土交通省告示第1492号第1(参考資料P86))

- ・車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- ・車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏み段の低速速度を30m/分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

チェックリスト①（政令第19条第2項第6号）

＜エレベーターの場合＞

○政令第19条第2項第6号中「国土交通大臣が定める構造」とは次のとおり。（平成18年12月15日付 国土交通省告示第1492号第2第1号（参考資料P98））

- (1) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする
- (2) 籠の幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とする
- (3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること

チェックリスト②（政令第19条第2項第6号）

＜エスカレーターの場合＞

○政令第19条第2項第6号中「国土交通大臣が定める構造」とは次のとおり。（平成18年12月15日付 国土交通省告示第1492号第2第2号（参考資料P98））

- ・平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること（参考資料P84）

参 考

〔法逐条解説〕 政令第19条：P45～P50

〔建築設計標準〕 2. 6 エレベーター・エスカレーター

：P2-94～P2-109